

# 徳島市民間建築物耐震化支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 徳島市民間建築物耐震化支援事業補助金（以下「補助金」という。）は、地震における建築物の倒壊等による災害を防止するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日付け国官会第2317号）別添。以下「国交付金交付要綱」という。）及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付け国住市第156号。以下「国補助金交付要綱」という。）に基づき、民間建築物の耐震診断を行う建築物の所有者等に対し、徳島市が予算の範囲内において交付するものであり、補助金の交付にあたっては、徳島市補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

**第2条** この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるもののほか、国交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イー16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業の要件及び国補助金交付要綱に定めるところによる。

### (1) 所有者等

次のいずれかの者をいう。

ア 耐震診断を行う建築物の所有者

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

### (2) 耐震性不足建築物

昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震診断の結果、耐震性が不足しているものをいう。

### (3) 特定既存耐震不適格建築物等

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年11月25日施行）第14条に定める特定既存耐震不適格建築物、第7条に定める要安全確認計画記載建築物及び附則第3条に定める要緊急安全確認大規模建築物をいう。

## (補助の対象)

**第3条** 補助金の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

(1) 市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築された特定既存耐震不適格建築物等

(2) 耐震診断に関し、この要綱以外の助成金交付を受けていない建築物

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に違反していない建築物

(4) 所有者等が市税の滞納がない建築物

(5) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物

(6) 住宅（要安全確認計画記載建築物である一戸建て住宅若しくは長屋又は共同住宅に限る）及び建築物

### (補助事業)

**第4条** 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象建築物において、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 建築物の耐震診断に関する事業

### (補助対象経費)

**第5条** 補助事業の対象経費（以下「対象経費」という。）は、国交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額により算出した経費とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物にあつては、国補助金交付要綱により算出した経費とする。

### (補助金の額)

**第6条** 第4条に規定する事業の補助金の額は、予算の範囲内において、対象経費の2/3以内の額かつ2,000,000円を限度とする。ただし、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物にあつては、対象経費とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

**第7条** この要綱により補助金の交付を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 委託見積書の写し
- (3) 附近見取図・配置図・建物平面図（対象箇所を明示したもの）
- (4) 写真（敷地周辺・建築物現況）
- (5) 対象建築物の登記簿謄本
- (6) 消費税等仕入控除税額確認書（様式第3号、様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の申請があつたときは、その審査をし、適当と認められたものについて補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

### (着手届)

**第8条** 補助事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。また、補助金

交付決定の通知を受けた申請者は、交付決定の日から30日以内に耐震診断に着手し、当該着手に先立ち前日までに着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

#### （事業の内容の変更）

**第9条** 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の額の変更が生じる補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業実施計画書

（様式第2号を準用し、変更前後の数値を記載すること。）

(2) 委託見積書の写し

(3) 附近見取図・配置図・建物平面図（対象箇所を明示したもの）

(4) 写真（敷地周辺・建築物現況）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、補助金変更決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

#### （事業中止又は廃止）

**第10条** 申請者は、補助金交付決定後において、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

#### （耐震診断結果判定）

**第11条** 耐震診断の結果については、四国耐震診断評定委員会・（一社）文教施設協会・（一財）日本建築総合試験所等の公的機関において、指導及び判定を受けなければならない。

#### （事業が年度内に完了しない場合の報告）

**第12条** 申請者は、補助金交付決定のあった年度の3月31日までに事業が完了しないときは、完了期日変更報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

#### （事業の完了実績報告）

**第13条** 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書（様式第11号）に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(1) 請負契約書の写し

(2) 請求書又は領収書の写し（耐震診断を行った者が発行したもの）

(3) 写真（補助対象事業の内容が確認できるもの）

(4) 耐震診断結果報告書

(5) 公的機関による耐震診断判定の写し

(6) 消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号、様式第 13 号）

- 2 第 6 条第 2 項により交付の申請をした事業者は、前項による書類を提出する際に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっている場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額を補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 市長は、前各項の規定による事業完了報告書を受領したときは、内容の審査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 14 号）により申請者に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

**第 14 条** 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 申請者が前項の規定により補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を第 4 条に規定する補助事業を実施した技術者に委任する場合は、補助金受領委任払請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

#### （補助金の返還）

**第 15 条** 市長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

#### （消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

**第 16 条** 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

#### （書類の保管）

**第 17 条** 申請者は、補助事業に関する書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

#### （その他）

**第 18 条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

改正後の要綱は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**

改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。